令和6年度 教育本部理事会

令和6年(2024年)4月12日改正

新旧対照表 備考 現行 改正案 534 534 公認スノーボード指導者検定規程 公認スノーボード指導者検定規程 (公認スノーボード指導者検定の種類) (公認スノーボード指導者検定の種類) 第1条 公認スノーボード指導者検定は、次の各号に掲げる 第1条 公認スノーボード指導者検定は、次の各号に掲げる 2種類とする。 2種類とする。 (1) スノーボード指導員検定 (1) スノーボード指導員検定 (2) スノーボード準指導員検定 (2) スノーボード準指導員検定

年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

I スノーボード指導員検定

(スノーボード指導員検定)

第3条 スノーボード指導員検定(以下「指導員検定会」と いう。)について、次のとおり定める。

(実施)

(年度)

第4条 指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。 (周知)

第5条 指導員検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等 で周知する。

(責任者・検定員)

- 下のとおりとする。
- (1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門 委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
- (2) 主任検定員は、スノーボードA級検定員資格が有効な 本連盟のスノーボード専門委員の中から選任し、本連盟教 育本部長が委嘱した者
- (3) 検定員は、スノーボードA級検定員資格が有効な本連 盟のスノーボード専門委員・スノーボード技術員・ナショ ナルスノーボードデモンストレーター及びSAJスノーボ ードデモンストレーターの中から選任し、本連盟教育本部 長が委嘱した者
- (4) 検定員は、スノーボードA級検定員3名以上で構成す
- (5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める (会期)
- 第7条 指導員検定会の会期は、3日間を原則とし、同期日 に行う。諸事情により、会期を変更することができる。 (会場・回数)
- 第8条 指導員検定会の会場は、3会場を原則とし、諸事情 により、会場数を変更することができる。同一年度内の受 検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場 に限り受検することができる。

I スノーボード指導員検定

年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(スノーボード指導員検定)

第3条 スノーボード指導員検定(以下「指導員検定会」と いう。)について、次のとおり定める。

(実施)

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業 | 第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業

第4条 指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。 (周知)

第5条 指導員検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等 で周知する。

(責任者・検定員)

- 第6条 指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以|第6条 指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以 下のとおりとする。
 - (1)責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門 委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
 - (2) 主任検定員は、スノーボードA級検定員資格が有効な本 連盟のスノーボード専門委員の中から選任し、本連盟教育 本部長が委嘱した者
 - (3)検定員は、スノーボードA級検定員資格が有効な本連 盟のスノーボード専門委員・スノーボード技術員・ナショ ナルスノーボードデモンストレーター及びSAJスノーボ ードデモンストレーターの中から選任し、本連盟教育本部 長が委嘱した者
 - (4) 検定員は、スノーボードA級検定員3名以上で構成す
 - (5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める (会期)
 - 第7条 指導員検定会の会期は、3日間を原則とし、同期日 に行う。諸事情により、会期を変更することができる。 (会場・回数)
 - 第8条 指導員検定会の会場は、3会場を原則とし、諸事情 により、会場数を変更することができる。同一年度内の受 検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場 に限り受検することができる。

(検定基準・実施要領)

- 第9条 指導員検定会は、スノーボードの実技テスト及び理 論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。 (受検資格)
- 第10条 指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。
- (1) 受検する年度の4月1日時点で21歳以上
- (2) 受検する年度の3年度前までに、スノーボード準指導 員を取得し、資格が有効な者
- (3) 加盟団体が主催するスノーボード指導者養成講習カリキュラム(以下「養成講習」という。)を指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書又は所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は翌年度までとする。養成講習の内容は別に定める(特別推薦による受検)
- 第11条 オリンピック出場者、又は3回以上全日本選手権 (技術選手権を除く)、FIS公認大会等の競技会におい て入賞した者は、スノーボード準指導員資格を有していな くても、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提 出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度の指導員検 定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができ る。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末 日までとし、本連盟の会員登録完了後、出場大会名、種 目、順位を付記し、その証明書類を添付して提出する。

(合格者の手続)

第12条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告及び発表)

- 第13条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。
- 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。(特別推薦による合格)
- 第14条 <u>本連盟以外の団体</u>のスノーボード指導者が、本連盟 のスノーボード指導員資格を希望する場合は、<u>本連盟の会</u> 員登録完了後、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連

(検定基準・実施要領)

- 第9条 指導員検定会は、スノーボードの実技テスト及び理 論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。 (受検資格)
- 第10条 指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。
- (1) 受検する年度の4月1日時点で21歳以上
- (2)受検する年度の3年度前までに、スノーボード準指導 員を取得し、資格が有効な者<u>又は、功労スノーボード準</u> 指導員
- (3) 加盟団体が主催するスノーボード指導者養成講習カリキュラム(以下「養成講習」という。)を指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書又は所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は翌年度までとする。養成講習の内容は別に定める(特別推薦による受検)
- 第11条 以下の者は、前条第1項第2号に記載の資格を有していなくても、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、検定を受検することができる。
 (1) オリンピックに1回以上出場した者
- (2)以下の競技会において、下記の成績を3回以上収めた 者
- ①全日本スキー選手権大会 6位以内 ②全日本スノーボード技術選手権大会 男子アルペンスタイル部門3位以内 女子アルペンスタイル部門3位以内 男子フリースタイル部門6位以内 女子フリースタイル部門6位以内

③FIS公認大会 6位以内

- 2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。
- (1)推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別 推薦書に出場大会名、種目、順位を付記し、その証拠書類を 添付して、所属加盟団体経由で、本連盟に提出する。
- (2) 本連盟への提出期限は、受検する年度の 10 月 31 日 (土日祝日の場合は前営業日) とする。加盟団体への提出 期限は各加盟団体で定める。
- 3 特別推薦により受検資格が認定された者は、当該年度の スノーボード指導員検定会の受検手続きを行い、検定を受 検することができる。

(合格者の手続)

第12条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告及び発表)

- 第13条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。
- 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。 (特別推薦による合格)
- 第14条 <u>日本スノーボード協会</u>のスノーボード指導者が、本連盟のスノーボード指導員資格を希望する場合は、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の

功労スノーボード準指導員 を追加

文言整理

全日本スキー選手権大会と FIS 公認大会の順位はスキ ーに合わせる

全日本 SB 技術選の順位は アルペンスタイルとフリー スタイルの出場者数が異な るため部門別に順位を定め る

文言整理

提出期限は営業日基準とした

文言整理 提出方法の明確化

盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スノー ボード指導員の資格を取得することができる。日本スノー ボード協会(JSBA)の公認資格についてはA級インス トラクターとする。なお、特別推薦書の提出期限は3月末 日までとし、既得資格のライセンス証(写)を添付し提出 <u>する。</u>

Ⅱ スノーボード準指導員検定

(スノーボード準指導員検定)

第15条 スノーボード準指導員検定(以下「準指導員検定 会」という。)について、次のとおり定める。

(実施)

- 第16条 準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主 管で行う。
- 2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と 合同で開催することができる。

(申請)

第17条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、10月<u>末</u>日ま でに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟に提 出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会 場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場 合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければ ならない。

(周知)

第18条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、開催要項を 主管加盟団体のホームページ等で周知する。

(責任者・検定員)

- 第 19 条 準指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は | 第 19 条 準指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は 以下のとおりとする。
- (1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門 委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本 連盟の教育本部理事会が認めた者
- (2) 主任検定員は、スノーボード A 級検定員資格が有効な 本連盟教育本部専門委員・スノーボード技術員の中から 選任し、主管加盟団体長が委嘱した者
- (3) 検定員は、次の要件を満たす3名以上で構成し、主管加 盟団体長が委嘱した者
- ①スノーボードA級検定員又はスノーボードB級検定員資 格が有効な者
- ②スノーボード A 級検定員 1 名以上、本連盟教育本部専門 委員・スノーボード技術員1名以上を含める

(実施回数、会期)

- 第20条 準指導員検定会は、同一年度内において、実技テス トと理論テストを1回ずつ実施することを原則とし、受検 者数の多いときは回数を増やすことができる。
- 2 同一年度内の受検は、各加盟団体での合同開催又は他の 加盟団体へ委託の場合も含めて、1回限りとする。
- 3 会期は、2日間を原則とし、諸事情により変更すること ができる。

(検定基準・実施要領)

承認を得て手続後、スノーボード指導員の資格を取得する ことができる。日本スノーボード協会(JSBA)の公認 資格についてはA級インストラクターとする。

- 2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。
- (1)推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別 推薦書に既得資格のライセンス証(写)を添付して、所属 加盟団体経由で、本連盟に提出する。
- (2) 本連盟への当該年度の最終提出期限は、3月31日(土 日祝日の場合は前営業日)とする。加盟団体への提出期限 は各加盟団体で定める。

Ⅱ スノーボード準指導員検定

(スノーボード準指導員検定)

第15条 スノーボード準指導員検定(以下「準指導員検定 会」という。)について、次のとおり定める。

(実施)

- 第16条 準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主 管で行う。
- 2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と 合同で開催することができる。

(申請)

第17条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、10月31日 <u>(土日祝日の場合は前営業日)</u>までに開催日程、会場、責 任者及び主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなけれ ばならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員 の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、 中止届を本連盟に提出しなければならない。

(周知)

第18条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、開催要項を 主管加盟団体のホームページ等で周知する。

(責任者・検定員)

- 以下のとおりとする。
- (1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門 委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連 盟の教育本部理事会が認めた者
- (2) 主任検定員は、スノーボード A 級検定員資格が有効な 本連盟教育本部専門委員・スノーボード技術員の中から 選任し、主管加盟団体長が委嘱した者
- (3)検定員は、次の要件を満たす3名以上で構成し、主管加 盟団体長が委嘱した者
- ①スノーボード A 級検定員又はスノーボード B 級検定員資 格が有効な者
- ②スノーボード A 級検定員 1 名以上、本連盟教育本部専門 委員・スノーボード技術員1名以上を含める

(実施回数、会期)

- 第20条 準指導員検定会は、同一年度内において、実技テス トと理論テストを1回ずつ実施することを原則とし、受検 者数の多いときは回数を増やすことができる。
- 2 同一年度内の受検は、各加盟団体での合同開催又は他の 加盟団体へ委託の場合も含めて、1回限りとする。
- 3 会期は、2日間を原則とし、諸事情により変更することが できる。

(検定基準・実施要領)

提出期限は営業日基準とし

提出期限は営業日基準とし

準指導員検定会は、スノーボードの実技テスト及 第21条 び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定め る。

(受検資格)

- 第22条 準指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟登録 会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなけれ ばならない。
- (1) 受検する年度の4月1日時点で18歳以上
- (2) 受検する年度の前年度までに、スノーボード級別テス ト1級(スノーボードプライズテストを含む。)に合格 した者
- (3) 加盟団体が主催する養成講習を、準指導員検定会まで に修了し、養成講習修了報告書によって証明された者
- 2 前項第3号の養成講習については、基礎理論4時間、指 導実習2時間、実技実習12時間とし、修了した養成講習の 有効期間は翌年度までとする。
- 3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。 (受検手続)
- 第23条 準指導員検定会を他の主管加盟団体に委託する加盟 団体は、事前に委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受 け入れを依頼し、承諾を得る。

(合格者の手続)

第24条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示さ れた期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認 料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システム で決済することにより資格が認定される。また、次年度か らの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告)

- 第25条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を 経て、主管加盟団体長へ報告する。
- 2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内 に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。 (特別推薦による合格)
- 第26条 本連盟以外の団体のスノーボード指導者が本連盟の スノーボード準指導員資格を希望する場合は、本連盟の会 員登録完了後、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連 盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スノー ボード準指導員の資格を取得することができる。日本スノ ーボード協会(JSBA)の公認資格についてはB級イン ストラクター、日本プロスキー教師協会(SIA)の公認 資格についてはスノーボード・ステージⅡとして活動中の 者とする。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までと し、既得資格のライセンス証(写)を添付し提出する。

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

準指導員検定会は、スノーボードの実技テスト及 第21条 び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定め

(受検資格)

- 第22条 準指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟登録 会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなけれ ばならない。
- (1)受検する年度の4月1日時点で18歳以上
- (2) 受検する年度の前年度までに、スノーボード級別テス ト1級(スノーボードプライズテストを含む。)に合格 した者
- (3) 加盟団体が主催する養成講習を、準指導員検定会まで に修了し、養成講習修了報告書によって証明された者
- 2 前項第3号の養成講習については、基礎理論4時間、指 導実習2時間、実技実習12時間とし、修了した養成講習の 有効期間は翌年度までとする。
- 3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。

(受検手続)

第23条 準指導員検定会を他の主管加盟団体に委託する加盟 団体は、事前に委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受 け入れを依頼し、承諾を得る。

(合格者の手続)

第24条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示さ れた期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認 料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システム で決済することにより資格が認定される。また、次年度か らの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告)

- 第25条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を 経て、主管加盟団体長へ報告する。
- 2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内 に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。 (特別推薦による合格)
- 第26条 日本スノーボード協会又は日本プロスキー教師協会 のスノーボード指導者が本連盟のスノーボード準指導員資 格を希望する場合は、加盟団体長より特別推薦書を本連盟 に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スノーボ ード準指導員の資格を取得することができる。
- 2 各団体の公認資格は以下のとおりとする。
- (1) 日本スノーボード協会(JSBA) B級インストラク
- (2) 日本プロスキー教師協会 (SIA) スノーボード・ス テージⅡ
- 3 提出方法は、以下のとおりとする。
- (1)推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推 <u> 薦書に既得資格のライセンス証 (写) を添付して、所属加盟</u> 団体経由で、本連盟に提出する。
- (2) 本連盟への提出期限は、3月31日(土日祝日の場合は 前営業日)とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定 める。

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成10年10月5日 制定

文言整理

文言整理

提出方法の明確化

提出期限は営業日基準とし

公益財団法人全日本スキー連盟規約・規程の改正案

平成12年 9月20日 改正	平成12年 9月20日 改正	
平成13年 9月28日 改正	平成13年 9月28日 改正	
平成14年 6月28日 改正	平成14年 6月28日 改正	
平成14年11月 5日 改正	平成14年11月 5日 改正	
平成15年 6月27日 改正	平成15年 6月27日 改正	
平成16年 6月25日 改正	平成16年 6月25日 改正	
平成17年 6月15日 改正	平成17年 6月15日 改正	
平成18年11月 1日 改正	平成18年11月 1日 改正	
平成19年 7月 5日 改正	平成19年 7月 5日 改正	
平成23年 9月20日 改正	平成23年 9月20日 改正	
平成25年 8月 9日 改正	平成25年 8月 9日 改正	
平成26年 4月15日 改正	平成26年 4月15日 改正	
平成26年 7月15日 改正	平成26年 7月15日 改正	
平成29年 7月15日 改正	平成29年 7月15日 改正	
令和 2年11月 6日 改正	令和 2年11月 6日 改正	
令和 3年 9月 27日 改正	令和 3年 9月 27日 改正	
令和 5年 7月 5日 改正	令和 5年 7月 5日 改正	
	<u>令和 6年 4月 12日 改正</u>	